

子願言して「いまだ及ばず」といひて、湯を乞ひ身を洗ひ、袈裟を易者、脚蹴きて掌を合せ、香炉を撃持ちちて、香を焼き西に向き、すなはち日の甲時に命終る。既にして仏師多利磨、遺言を受け、彼の十一面観音の像を造り、因りて開眼供養すること已に訖る。今能心寺の塔の本に居くなり。誓に曰はく「嗟呼、慶しきかな、二間千伎の氏の大徳、内に聖の心を密し、外に凡の形を現す。俗に著き色に触れたれども戒の珠を染めず。没に臨みて西に向ひ、神を走せて興を示す」といふ。誠に知る、是れ聖にして凡にあらざること。

女人石を産生み之れを以ちて神として齋く縁 第三

美乃国方県郡水野郷榊見村に一の女人有り。姓は県氏なり。年二十有余歳に送りて、嫁はず通がずして、身懷任む。三年を逐て、山部天皇の世の延暦元年癸亥の春二月の下旬に、一の石を産生む。方丈五寸にして、一は色青と白との斑、一は色専青し。年ごとに増長す。比る郡有り。名けて淳見と曰ふ。是の郡の部に、大神有り。名けて伊奈婆と曰ふ。卜者に託きて言

はく「其の産める一の石は、是れ我が子なり」といふ。因りて其の女の家の内に、忌籬を立てて齋く。往古より今來、いまだかつて見聞かず。是れまた我が聖朝の奇異しき事なり。

網を用て漁る夫海の中の難に値ひて妙見菩薩を憑願ひて命を全くすること得る縁 第三十二

呉原忌子名殊丸は、大和国高市郡波多里の人なり。幼きときより網を作り、魚を捕ることを業とす。延暦二年甲子の秋八月の十九日の夜に、紀伊国海部郡の内に到り、伊波多岐嶋と淡路国との間の海に、網を下して魚を捕る。魚を捕る人三の舟に乗りて九人有り。忽ち大風吹きて彼の三の舟を破り、八人溺れ死ぬ。時に名殊丸、海に漕ひて心に至して妙見菩薩に帰り、願を発して言さく「我が命を濟助けたまはば、我が身を量りて妙見の像を作りてまつらむ」とまうす。海に漕ひて波を拒ぎ、身疲れ心惑ふ。深たる如くして覚むること無し。皎なる天に覚めて睜れば、身は彼の部の蚊田浦の浜の草の上に在り。ただし一のみ濟はる。己が身を量りて像を作りて敬ふ。嗚呼、異しきかな

加太の友々島か。二日時、舟の数、人数などが詳細に記述されている。すでに文書となつていたものに拠つたのであろう。三、自分の身長と同じ身長にして。三和歌山市加太。南海道の駅があり、ここから淡路国由良郷へは海路。

第三十三縁 悪業についての理窟説話。延暦六年原鏡本では、本説話が末尾に位置していと推定される。末尾に付された経典の引用文の長さは、本説話の位置に關係するか。

一 未詳。本説話以外に所伝をみない。
二 和歌山県高船郡、細坊市あたり。
三 未詳。四七八五年。
四 戸令に「凡国守、毎一年一巡行属郡とみえ

る職務。「司巡行部内」に「正式」主節。
五 正統として納められた稱が貸し出され出挙、秋の収穫を待つて利權を加えて返済された。国司が部内を巡行する時戸令に納む豊功とみえらるるに、正統稱の貸し出しがおこなわれた、と本説話では記されているのであろう。
六 未詳。本説話以外に所伝をみない。八 連珠、多師の歌の素師如來本願經、卷、玄奘の歌の素師琉璃光如來本願功德經、一巻、義海の歌の素師琉璃光七仏本願功德經、二巻、たごがある。

第三十二縁 造像の縁起説話。すでに文書化されていたか。
一 上卷十一縁、下卷二十五縁では、網を用いて漁をすること自体が悪とされているが、本説話にはそのような考えはみえない。
二 「我北庭菩薩、名曰妙見、二衆星中最勝」七
三 公菩薩所説大陀羅尼呪問經二とあるように、北庭を本体とする菩薩であるので、航海を導き、海難を救う力を有した。巴仁の入唐安法澄礼行記に、漂流の間に口に觀經、妙見を称えた、とをみない。三 奈良県高市郡高取町あたりか。
四 三七八三年。ただし、延暦二年は癸亥、甲子は延暦三年。一 下卷三十縁、延暦二年の秋分は八月十八日(日本書紀原典)。本説話の時は、後代に「彼岸」と称された期間にあたる。本書で海難が描かれた説話で日時が明記された下卷二十五縁、三十三縁、がいずれも彼岸の期間にかかわるは偶然ではないのであろう。
三 紀淡海峽。「伊波多岐嶋」は未詳。和歌山市

語曾社と豊國の比売語曾社の二処に祭られた、とされるので二個である。境垣にかかわる石の例には、鎮懐石伝承の他に書紀・雄略天皇三年四月の棟磨屋女説話がある。二 一切が五すの立方体ぐらゐの体積。又は、「おきさこの石。三 原鏡本の成立した延暦六年は、まだこの石の増長がつづいていたのであろう。四 岐阜市。五 續日本後紀・承和十七年(即ち七月十六日条に、美濃国厚見郡の無位伊奈波神に従五位下

神社が所在。六 十中卷序。七 神の世界を人の世界から区別するための垣

第三十三縁 悪業についての理窟説話。延暦六年原鏡本では、本説話が末尾に位置していと推定される。末尾に付された経典の引用文の長さは、本説話の位置に關係するか。

一 未詳。本説話以外に所伝をみない。
二 和歌山県高船郡、細坊市あたり。
三 未詳。四七八五年。
四 戸令に「凡国守、毎一年一巡行属郡とみえ

る職務。「司巡行部内」に「正式」主節。
五 正統として納められた稱が貸し出され出挙、秋の収穫を待つて利權を加えて返済された。国司が部内を巡行する時戸令に納む豊功とみえらるるに、正統稱の貸し出しがおこなわれた、と本説話では記されているのであろう。
六 未詳。本説話以外に所伝をみない。八 連珠、多師の歌の素師如來本願經、卷、玄奘の歌の素師琉璃光如來本願功德經、一巻、義海の歌の素師琉璃光七仏本願功德經、二巻、たごがある。

とされる。吾嘗見之者米時(六十去歲財物らげ思難無智なる者は見乞者來、其心不意三 素師琉璃光如來本願功德經に、善意を獻)の人に相を乞ふ。二 紀吉吉をさす。二 正統稱の貸し出しは

大管(因連羅)大将、坂重羅(大将、藤虎)安底羅(大将、須藤羅)大将、册屋羅(大将、伏打羅)大将、卷念羅(大将、羅(大将、真連羅)大将、招杜羅(大将)将、昆羅羅)大将。二 正統稱の貸し出しは

とされる。吾嘗見之者米時(六十去歲財物らげ思難無智なる者は見乞者來、其心不意三 素師琉璃光如來本願功德經に、善意を獻)の人に相を乞ふ。二 紀吉吉をさす。二 正統稱の貸し出しは

とされる。吾嘗見之者米時(六十去歲財物らげ思難無智なる者は見乞者來、其心不意三 素師琉璃光如來本願功德經に、善意を獻)の人に相を乞ふ。二 紀吉吉をさす。二 正統稱の貸し出しは

とされる。吾嘗見之者米時(六十去歲財物らげ思難無智なる者は見乞者來、其心不意三 素師琉璃光如來本願功德經に、善意を獻)の人に相を乞ふ。二 紀吉吉をさす。二 正統稱の貸し出しは

とされる。吾嘗見之者米時(六十去歲財物らげ思難無智なる者は見乞者來、其心不意三 素師琉璃光如來本願功德經に、善意を獻)の人に相を乞ふ。二 紀吉吉をさす。二 正統稱の貸し出しは

とされる。吾嘗見之者米時(六十去歲財物らげ思難無智なる者は見乞者來、其心不意三 素師琉璃光如來本願功德經に、善意を獻)の人に相を乞ふ。二 紀吉吉をさす。二 正統稱の貸し出しは

とされる。吾嘗見之者米時(六十去歲財物らげ思難無智なる者は見乞者來、其心不意三 素師琉璃光如來本願功德經に、善意を獻)の人に相を乞ふ。二 紀吉吉をさす。二 正統稱の貸し出しは